

【初任者研修学則】

1 研修の目的

当校は、我が国の急速な高齢化の進展の中で、岐阜県において質の高い福祉を実現するために、すぐれた技術と人間性を兼ね備えた人材を育成し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 研修事業の名称

合同会社小森塾 初任者研修教室

3 実施場所

岐阜県岐阜市福光南町12-9

生活協同組合コープぎふ虹の家

4 研修実施期間

令和7年 8月5日～令和7年 10月17日

5 研修カリキュラム

別紙のとおりとする。

6 使用テキスト

介護職員初任者研修テキスト1.2

中央法規出版

定員:20名

7 修了認定

(1) 出欠の確認方法

1. 講義当日の開始前及び各科目(項目)の開始前に出席簿により担当講師が確認する。
2. やむを得ない理由により、欠席する場合は、事前に連絡を行うこととする。また、原則として、遅刻・早退は欠席とみなす。

(2) 成績の評定方法

全科目終了時に、受講者の知識・技術等の取得度について修了評価を行う。修了評価は、講師による実技評価と筆記試験により行う。

講師による実技評価は

研修科目「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得度について評価チェックリストを作成し評価を行う。

チェックリスト10個のうち、7割で合格とする。

不合格となった場合は、再評価を行い、基準を満たすまで繰り返す。

筆記試験は、正答率7割をもって合格とする。

不合格となった場合は、後日再試験日を設定する。

(3) 修了の認定方法

1. 研修科目(項目)のすべてに出席しなければならない。
2. 修了評価で合格基準を満たしていなければならない。
3. 受講者の知識・技術等の習得が十分でないと認められた場合は、補講を行い、到達目標に達するよう努め、再評価する
4. 各受講者の出席等の状況(実習、補講を含む)、知識・技術等の修得度(修了評価の結果等)等について、必要に応じて認定会議を開催し、研修の修了を認定する。

(4) 修了証明書

1. 研修修了者に対し、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。
2. 研修修了者から紛失、氏名の変更等により再発行に係わる申し出があった場合は、別記15(1)を準用した本人確認を行い、「修了証再発行申請書」の提出後、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を再発行する。

なお、手数料として1、500円(税込)を受講者負担とする。

8 補講の取扱い

やむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合は、項目を単位とし、下記の方法で補講を行うことにより当該項目を終了したものとみなす。

1. 同時期に開講している別の研修の同じ項目を受講する。
2. 同一内容の項目を別に日に新たに設定し、個別の対応で行う。

9 申込み受付期間

申請日の2ヶ月後から募集し、8日前に締め切る。

10 募集方法

開講案内を自社ホームページに掲載するほか、チラシ配布等で行う。

11 受講対象者

通学可能な方

12 受講手続

(1) 申込み

自社ホームページもしくは、当社指定の申込書に必要事項を記入の上、期日までに申込む。応募者多数の場合は申込書の先着順とする。

(2) 受講料納入方法

申込後、期日までに指定金融機関への振込とする。なお、研修の開始までに受講料が振り込まれないときは、受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前については、当社の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

13 受講費用

税込60,500円（受講料・テキスト代含む）

14 退学規定

（1）受講者が退学しようとするときは、所定の退学届けを提出すること。

（2）受講者が当校の定める諸規定を守らず、又は受講者の本文にもとる次の行為があったときは、退学を命ずることがある。

1. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められるもの。
2. 研修の秩序を乱し、その他の受講者としての本分に反したものの。
3. 性行不良で改善の見込みがないと認められるもの。

15 その他

（1）本人確認

研修初日に、運転免許証等の公的証明書の提示により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。

（2）科目（項目）の免除

研修を受講しようとする者が、すでに他の事業者による研修の一部を受講していた場合は、該当事業者の履修証明により、当該科目（項目）について免除することができる。ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る

（3）修業年限の延長

受講者が、病気、事故又は災害等、やむを得ない事情により、所定の修業年限以内に研修を修了することが困難と認められた場合は、1年6ヶ月までの範囲内で延長することができる。ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。

（4）他の事業者の実施する研修（コース）受講者の受け入れ

科目（項目）ごとに、他の事業者の実施する研修（コース）受講者を受け入れる場合がある。

16 付則

この学則は、令和7年6月1日から施行する